

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	障害者自立支援給付等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、障害者自立支援給付等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

### 特記事項

障害者自立支援給付等に関する事務を実施するに当たっては、特定個人情報に係る情報の収集を行う際には、本人確認を徹底するなど適切な方法による取得に努め、これを利用し、又は保管する際には、担当者以外の者によるチェック体制を構築するなど、取扱いに関して十分に配慮する。

## 評価実施機関名

霧島市長

## 公表日

令和4年3月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者自立支援給付等に関する事務
②事務の概要	<p><b>ア 事務の説明</b> 給付等の対象者の本人確認を行うため、住民票の記載事項を照会し、及び対象要件の適合性又は負担能力を確認するため、本人、配偶者又は同居家族の所得課税状況を照会する。</p> <p><b>イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容</b> 霧島市は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供又は障害者支援施設等への入所等の措置</li> <li>・身体障害者福祉法に基づく費用の徴収</li> <li>・知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供</li> <li>・知的障害者福祉法に基づく障害者支援施設等への入所等の措置</li> <li>・知的障害者福祉法に基づく費用の徴収</li> <li>・障害者総合支援法に基づく資料の提供等の求めに関する事務</li> <li>・障害者総合支援法に基づく支給決定、地域相談支援給付決定若しくは支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</li> <li>・障害者総合支援法に基づく受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証に関する事務</li> <li>・障害者総合支援法に基づく支給決定の変更、地域相談支援給付決定の変更又は支給認定の変更</li> <li>・障害者総合支援法に基づく支給決定の取消し、地域相談支援給付決定の取消し又は支給認定の取消し</li> <li>・障害者総合支援法施行令に基づく申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答</li> <li>・障害者総合支援法に基づく自立支援給付の支給</li> <li>・障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施</li> </ul>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Acrocity行政基本</li> <li>・Wel+障害福祉</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・MICJET番号連携サーバー</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
受給資格管理ファイル等	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p><b>【個人番号の利用の根拠】</b> 番号法第9条第1項 別表第1の12の項、同34の項、同84の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第12条、第25条、第60条</p> <p><b>【各手続の根拠】</b> 身体障害者福祉法第18条、第38条 知的障害者福祉法第15条の4、第16条、第27条 障害者総合支援法第6条、第12条、第20条、第24条、第25条、第53条、第51条の6、第51条の9、第51条の10、第56条、第57条、第77条、第78条 障害者総合支援法施行令第15条、第26条の7、第32条</p>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の20の項、53の項、108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3  【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、57の項、87の項、108の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 長寿・障害福祉課
②所属長の役職名	保健福祉部 長寿・障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線)1141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	長寿・障害福祉課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線)2121

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	I-1-③ システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Acrocity宛名管理</li> <li>・Acrocity障害者総合支援</li> <li>・Acrocity心身障害者台帳</li> <li>・Acrocity住民基本</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・MICJET番号連携サーバー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Acrocity行政基本</li> <li>・Acrocity障害者総合支援</li> <li>・Acrocity心身障害者台帳</li> <li>・中間サーバー</li> <li>・MICJET番号連携サーバー</li> </ul>	事後	
平成28年3月31日	I-2 特定個人情報ファイル名	心身障害者台帳	特別障害給付金請求受付簿	事後	
平成28年3月31日	I-3 法令上の根拠	【各手続の根拠】 (略)法律施行令(略)第26条4(略)	【各手続の根拠】 (略)法律施行令(略)第26条の4(略)	事後	
平成28年3月31日	I-3 法令上の根拠	【各手続の根拠】 (略)法律施行規則(略)第31条、第12条(略)第31条の2	【各手続の根拠】 (略)法律施行規則(略)第12条(略)第31条、第31条の2	事後	
平成28年3月31日	I-5-①部署	長寿・障害福祉課	保健福祉部 長寿・障害福祉課	事後	
平成29年3月31日	I-1-② 事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給申請の受理、支給決定</li> <li>・特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費の支給申請の受理、支給決定、支給</li> <li>・地域相談支援給付費及び特例地域相談支援給付費の支給申請の受理、支給決定、計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給申請の受理、支給</li> <li>・療養介護医療費、基準該当療養介護医療費の支給申請の受理、支給</li> <li>・高額障害福祉サービス等給付費の支給申請の受理、支給</li> <li>・他の法令による給付との調整</li> <li>・自立支援医療費の申請受理、支給認定、支給認定の変更、支給認定の申請内容変更、支給認定の取消し、支給、審査及び支払い</li> <li>・指定自立支援医療機関の選定</li> <li>・医療受給者証の交付、再交付、返還請求</li> <li>・障害程度区分の認定、変更の認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者福祉法に基づき障害福祉サービスへの提供又は障害者支援施設等への入所等の措置</li> <li>・身体障害者福祉法に基づく費用の徴収</li> <li>・知的障害者福祉法に基づく障害福祉サービスの提供</li> <li>・知的障害者福祉法に基づく障害者支援施設等への入所等の措置</li> <li>・知的障害者福祉法に基づく費用の徴収</li> <li>・障害者総合支援法に基づく資料の提供等の求めに関する事務</li> <li>・障害者総合支援法に基づく支給決定、地域相談支援給付決定若しくは支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答</li> <li>・障害者総合支援法に基づく受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証に関する事務</li> <li>・障害者総合支援法に基づく支給決定の変更、地域相談支援給付決定の変更又は支給認定の変更</li> <li>・障害者総合支援法に基づく支給決定の取消し、地域相談支援給付決定の取消し又は支給認定の取消し</li> <li>・障害者総合支援法施行令に基づく申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答</li> <li>・障害者総合支援法に基づく自立支援給付の支給</li> <li>・障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施</li> </ul>	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	I-3 個人番号の利用法令上の根拠	<p>個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の12の項、同34の項、同84の項</p> <p>【各手続の根拠】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条、第20条、第21条、第22条、第24条、第29条、第30条、第34条、第35条、第51条の5、第51条の6、第51条の7、第51条の13、第51条の16、第51条の17、第51条の18、第53条、第54条、第56条、第57条、第58条、第70条、第71条、第73条、第75条、第76条の2</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第2条、第10条、第12条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条、第21条の2、第21条の3、第26条の3、第26条の4、第29条、第30条、第32条、第33条、第34条、第35条、第42条の2、第42条の3、第42条の4、第43条、第43条の4、第43条の5、第43条の6</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第12条の2、第14条、第26条の2、第26条の3、第27条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第34条の3、第34条の4、第34条の31、第34条の32、第34条の33、第34条の34、第34条の35、第34条の36、第34条の53、第34条の54、第35条、第38条の2、第39条、第40条、第41条、第42条、第45条、第47条、第48条、第49条、第54条、第64条の2、第64条の3の2、第64条の3の3、第64条の3の4、第64条の3の5、第64条の4、第65条、第65条の9の2</p>	<p>【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第1項 別表第1の12の項、同34の項、同84の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第12条、第25条、第60条</p> <p>【各手続の根拠】 身体障害者福祉法第18条、第38条 知的障害者福祉法第15条の4、第16条、第27条 障害者総合支援法第6条、第12条、第20条、第24条、第25条、第53条、第51条の6、第51条の9、第51条の10、第56条、第57条、第77条、第78条 障害者総合支援法施行令第15条、第26条の7、第32条</p>	事後	(H28.12.21改正)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	I-4-②法令上の根拠	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の20の項、53の項、108の項、109の項、110の項</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第2の16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、116の項</p>	<p>【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の20の項、53の項、108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第14条、第27条、第55条、第55条の2</p> <p>【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第31条、第44条</p>	事後	(H28.9.12改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
平成29年3月31日	I-5-②所属長	保健福祉部 長寿・障害福祉課長 小松 太	保健福祉部 長寿・障害福祉課長 西田 正志	事後	平成28年4月1日付人事異動
平成29年3月31日	II-1 一つの時点の計数か	平成27年1月30日	平成28年7月1日	事後	対象人数 ・18歳以上 1026名

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	II-2 一つの時点の計数か	平成27年1月1日	平成29年3月1日	事後	
平成30年3月31日	I-4-②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の20の項、53の項、108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第14条、第27条、第55条、第55条の2 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の16の項、26の項、56の2の項、57の項、87の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条、第19条、第30条、第31条、第44条	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の20の項、53の項、108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、57の項、87の項、108の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	事後	(H29改正)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令を基に修正
平成30年3月31日	I-5-②所属長	保健福祉部 長寿・障害福祉課長 西田 正志	保健福祉部 長寿・障害福祉課長 池田 宏幸	事後	平成29年4月1日付付人事異動
平成30年3月31日	II-1 一つの時点の計数か	平成28年7月1日	平成29年12月1日	事後	対象人数 ・18歳以上 1635名 ・18歳以下 60名 (12/01現在)
平成30年3月31日	II-2 一つの時点の計数か	平成29年3月1日	平成29年4月1日	事後	16人 (特定個人情報取扱者表)
平成31年3月29日	II-1 対象者数	平成29年12月1日	平成31年3月1日	事後	1102名
平成31年3月30日	II-2 取扱者	平成29年4月1日	平成31年3月1日	事後	国分 職員6人+臨時3人 隼人 職員1人 支所 職員5人 福山サービスセンター1人 計16人
平成31年3月31日	I-5-② 所属長	長寿・障害福祉課長 池田宏幸	長寿・障害福祉課長	事後	
平成31年4月1日	I-1-③ システムの名称	・Acrocity行政基本 ・Acrocity障害者総合支援 ・Acrocity心身障害者台帳 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	・Acrocity行政基本 ・Wel+障害福祉 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバー	事後	
令和2年2月1日	II-1 対象人数	平成31年3月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	1,187名
令和2年2月1日	II-2 取扱者数	平成31年3月1日時点	令和2年2月1日時点	事後	国分 職員7人+臨時3人 隼人 職員1人 支所 職員5人 福山サービスセンター1人 計17人
令和2年3月31日	IV リスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	事後	錯誤
令和2年3月31日	IV リスク対策	8. 監査 「内部監査」	8. 監査 「自己点検」「内部監査」	事後	追加
令和2年3月31日					評価の再実施
令和3年3月31日	II-1 対象人数	令和2年2月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	1,244名
令和3年3月31日	II-2 取扱者数	令和2年2月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	国分 職員7人+臨時4人 隼人 職員1人 支所 職員5人 福山サービスセンター1人 計18人
令和3年8月3日	I-4-②法令上の根拠	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の20の項、53の項、108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、57の項、87の項、108の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	【特定個人情報を照会できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の20の項、53の項、108の項、109の項、110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3 【特定個人情報を提供できる根拠】 番号法第19条第8号 別表第二の8の項、11の項、16の項、20の項、26の項、53の項、56の2の項、57の項、87の項、108の項、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	事前	令和3年9月1日に施行される番号法の改正に伴う変更
令和4年3月1日	I-4-② 法令上の根拠	【特定個人情報を提供できる根拠】 (略)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(略)第44条、第55条、第59条の2	【特定個人情報を提供できる根拠】 (略)番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(略)第44条、第55条、第59条の2の2	事後	「番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令」(共にR3.7時点)を基に修正
令和4年3月1日	II-1 対象人数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	1,280名
令和4年3月1日	II-2 取扱者数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	国分 職員8人+臨時4人 隼人 職員1人 支所 職員5人 福山サービスセンター1人 計19人